

吉村良一教授 オーラルヒストリー

聞き手：和田 真 一(法務研究科教授)

山田 希(法学部教授)

<研究者への動機>

和田 吉村先生のご退職に当たり、オーラルヒストリーを掲載することになりましたので、インタビューを始めたいと思います。いろいろなことをお聞きしたいのですが、まず研究者としてどういう動機で始められたのかということをお伺いし、その後、さまざまな裁判に関わられたり学会活動をされたりしておられますので、そのあたりについてお伺いしたいと思います。まずは研究面についてお願いします。

吉村 私が京都大学の学部の学生のころに四大公害裁判が始まって、判決が出始めたころが学部3～4回生でした。私は民法の奥田昌道先生のゼミでしたが、3回生のゼミのとき奥田先生は当時、「何でも良いから自分の関心のあるテーマを報告しろ」という主義で、私は「公害の私法的救済」をやりました。このように、「公害裁判に関心を持った」ということが研究者を目指した理由についての「公式見解」です。

ただもう一つは、当時の時代状況があって、東京大学の入試がなかった年に京都大学に入りまして、半年間は授業がありませんでした。紛争で封鎖されていて。当時、我々の中では大企業に就職することを好まないという雰囲気があって、進路希望としては、東京大学の入試がなかった年だったこともあり、国家公務員が非常に多かったのと、あとは弁護士。ただ私は、自分はまだ弁護士には向いてないなと思っていました。弁護士は依頼者との関係があるので、なかなかそういうことはできないので、「さあ、どうしようかな」と思っていたときに、先輩で広渡

清吾さん、彼が学生民科（民科＝民主主義科学者協会法律部会）というサークルのチューターで来てくれていました。彼は当時、京都大学の助手だったんですが、研究して勉強して自分の活計（たつき）を得る道があるということ、彼を見て初めて知って——私の身の回りには会社員とか学校の先生は多かったんだけど、大学の教員はいなかったの——勉強して食べていけるという職業があるということに気がついた。そのこともあって、「企業には就職したくないし、司法試験に受かって弁護士になる自信もない。率直に言って勉強は嫌いではなかったから、勉強して、本を読んで、それで食べていけるのだったらこんないいことはない」と思って研究職を選んだわけです。もちろん、問題関心は公害裁判でした。だから不法行為を研究したんです。ただ、研究者を選んだのは、どちらかという、自分の得手不得手を考えたからです。したがって、この二つが大学院を受けて研究者をめざそうと思った理由ということになります。

和田 当時、広渡清吾先生が先輩で大学におられたんですね。

吉村 助手でね。それから大河純夫さんも大学院にいて。サークルで勉強会をやったり、合宿をやったりする時、彼らがチューターとして来てくれていたんですよ。だから、私には3人師匠がいると思っています。1人目は、私に研究者という進路を見せてくれた広渡さん、2人目は学部でのゼミだけではなく、大学院でも指導教授としてお世話になった奥田先生、3人目は後に出てきますが澤（沢）井裕先生（当時、関西大学教授）です。でも、広渡さんにその話をすると、「私は師匠ではない、仲間だ」と言っていました。

大学院に行くということは、当時は、研究者になることが大前提なので、親は良い顔はしなかったですけどね。私は、大学院の入試を一回滑っているので、「もう1年やらせてくれ」と親に頼み込みました。

山田 ご両親はどのような道に進んでほしかったのですか？

吉村 それは普通のサラリーマンになってほしい、できれば地元で就職し

てくれたらいちばん良いと思っていました。ところが「大学院に行く」と言い出した。一年目の入試に滑って次の年もういっぺん受けて、二度目のときには大阪市立大学と京都大学と両方受けたんですね。大阪市立大学には甲斐道太郎先生がおられたので、甲斐先生の下で勉強するのもいいかなと思って。ところが当時の大学院入試の難易度は大阪市立大学のほうが高かった。毎年1人通ったらいい方だという話で。そう思っていなかったんです。滑り止めだと思って受験したら、「民法における権利の意義について述べよ」という問題が出て。

山田 それは抽象的な問題ですね。

吉村 発表の日、見に行ったらどこにも合格者名を書いた紙が貼っていない。一生懸命探したら、1人しか合格していないから小さな紙が掲示板の隅っこにありました。家に帰って来て「受かったよ！」と言ったら、母親はため息をついていました。

和田 イメージがわかかなかったのかもしれませんがね。この先どういうことになっていくのか、と。

吉村 ちゃんと飯が食えるのか？そんな心配もあったし、私自身も、もちろんそうでした。当時OD問題とかあったしね。いろんな人から、ちゃんと飯が食えるようになるには幸運が必要だよと言われました。運ですよ。たまたまそこにポストがあるとかね。まあでも基本的に私は勉強が好きだったから。「本を読んで、新しいことを知って、面白い」というのが好きだったから、そういう選択をしたんでしょうね。

<慰謝料本質論>

和田 大学院に進学された動機と密接に関わるのでしょうかけれども、最初に選ばれた研究テーマについてお聞かせいただけますでしょうか。

吉村 大学院に進学したのが1974年で、そのころ、四大公害裁判が、最後の熊本水俣病訴訟を含めて一応判決が出て、被害者救済における要件論はだいたい決着がついたというのが当時の認識だった。「過失論」とか

「因果関係論」とか……。実は決着は着いていなかったんだけどね。これからは「効果」だと言われていた。「効果」の一つは「差止め」。要するに被害が発生してからでは遅い、だから差止める。もう一つは、賠償額の算定問題だと。したがって、まず「要件」に踏み込む気はなくて「効果」のところ、損害論——当時、関西学院大学に大学院生の花谷薫さんという先輩がいて、その彼がフランスの慰謝料制裁説を紹介して「慰謝料の制裁的機能に対する評価をめぐって」という非常にいい論文を書いていて、その後、彼は研究を発展させないまま亡くなって残念だったんだけど——その論文が出ていた。また、英米の懲罰的損害賠償というのは結構知られていた。それで、ドイツで何か同じようなことができないかなというふうに考えました。ドイツ語しか読めなかったから。要するに、損害賠償の制裁や抑止機能ということを考えたい。「要件」は一応カタがついたように見えたので、「効果」だ。「差止め」は当時はまだ関心がなかったので、「制裁的機能論をフランスでもなく英米でもなく、ドイツ法を参考にしてできないかな」というのが直接のきっかけでした。

ドイツの第45回法曹大会でハンス・シュトル (Hans Stoll) が「慰謝料の機能」について Gutachten (鑑定意見書) を書いていて、それを修士課程1年の冬休みぐらいに、たまたま読んでいて、結構面白いなと思った。ドイツの慰謝料の議論というのはどちらかというとな名譽毀損とかの話で、日本は公害の話なのでちょっと結びつかないかもしれないけれども、「面白いかな」と思ってやり始めました。したがって修士論文は、そのギャップをどういうふうに埋めるかということに非常に苦勞をした。それで序論が二つある修士論文なんですよ。

山田 序論が二つあるという点を、もう少し詳しくお話しただけませんか？

吉村 論文の最初に、たとえば戒能通孝博士などの昔の慰謝料制裁説などを紹介して問題意識を書いて、それからドイツに入るときにもういっぺ

ん序論を書いて、それでドイツの慰謝料の満足機能について書くということをしたんです。その二段構成を考えるために、ものすごく苦戦したんです。そういう意味では、もともとの問題関心は公害研究だけでも、当時はドイツ法の紹介が中心だったということになります。今もそうでしょうけれども、とにかく修士論文は外国法をやらないといけないというのが絶対だったので、第二外国語がドイツ語だったからドイツ法かなということ、ドイツ法の研究を選びました。

そこから最初の公害の問題に戻ってくるのには結構時間がかかりましたよね。慰謝料の制裁的機能ないし満足機能論をやって、満足 (Genugtuung) というのはもともとはスイス法の問題なのでスイス法をやって、そしてドイツの損害概念をやりましたから。

立命館大学に来て2～3年目くらいのときに民科の民事法の分科会で民科の先輩研究者の業績を評価しようということになり、澤井裕先生、清水誠先生（当時、東京都立大学教授）、西原道雄先生（当時、神戸大学教授）などをとりあげた。そのとき、「要件論」は確か山本隆司さん（現在、立命館大学政策科学部教授）が担当して、私は「効果論」をやった。西原理論をやって、そのあたりでやっと日本の包括請求や一律請求にたどり着いたんですよ。私は公害研究でいうと第二世代で、第一世代は澤井先生とか若いところで淡路剛久さん（当時、立教大学教授）ですね。要するに、すでに研究者の道に足を踏み入っていた人が公害問題に取り組んだわけです。私などはそれよりも下の世代なので、そういう現実的な問題にどの段階から飛び込むかというのは、なかなか悩みがあっただけですね。いきなりそこからやってしまうと研究者としての幹が育たないところがあるんじゃないかということがあって、少し距離を置いていました。ともかく、回り道だけでも、ドイツのことを一生懸命やろうというふうだった。ただもちろん、根っここのところは公害問題で、こういう問題に研究者としてかかわって社会に寄与したいとは思っていました。生き方としてはね。当時、「民主的インテリゲンチア」という言葉があっ

てね。

和田 懐かしいですね (笑)。

吉村 皆とよく言ったんです。「革命的インテリゲンチアにはなれないけれど、せめて民主的インテリゲンチアになりたいね」と。そうなるためには、自分としては何がいちばん向いているかなというのがやっぱり根っこにあったんですよね。民科に入ったのはもちろん学生サークルからの影響だけけれども、ただその根っこはつながっている。最近はどう「インテリゲンチア」なんて言葉は使わないけれど。

和田・山田 使わないですね。

吉村 それに行く道はいろいろあるから、実践に飛び込んでそこで業績を上げる人もいるけれども、ちょっとそれは、私には違うなと感じていました。だから最初の論文は非常にオーソドックスなドイツ法研究だと思っています。

和田 感慨深いですねえ。立命館大学に来られて3～4年目というのは、ちょうど私がゼミ生になったころだから。そのころ、吉村先生はそういうことを考えておられたんだなど。

山田 そうなのですか。

和田 ええそうです。それで次に「人身損害論」へと進まれるわけですね。

<人身損害論, そして環境法へ>

吉村 そうそう、だから直接のきっかけは、さっきも言ったように、民科の研究会で西原理論を採り上げることになって、民事法の合宿で報告したんですよね。そのときに澤井先生も来ておられて、報告が終わった後、食事しているときに、「吉村君、あれどこかに発表するんですか?」と聞かれた。特にそのことは考えていなかったのだけれども、先生は、「是非発表しなさい。いい報告ですから」とおっしゃってくださって。それで「そうか」と思って「立命館法学」に出したんです。日本のこと

では初めての論文です。そこから内留（半年の学外研究）を挟んで1990年に一冊目の本（『人身損害賠償の研究』（日本評論社1990年））が出るまでずっと、この問題をやっていました。そして、この本で、1992年に立命館大学から博士の学位をもらいました。

山田 先生は「人身損害の特殊性」を強調されるということですよ。

吉村 そうそう、当時はね。今のように原発の問題が起こってきたら、ちょっと違うかなというところが出てきたんだけど、しかし当時は、人身損害の賠償を物損の論理でやってしまっているという、人間ロボット説のようなところがあったので、そこに切り込んでいるのは西原先生のいちばん偉いところだと思います。定額化説はそのままだ探れないにしても……。

それから実践との関係でいうと、少し関わったのは30歳代の頃、スモンの恒久救済という議論があったときに、京都で開かれた集会に顔を出して、弁護士さんたちと議論したことがあるんですよ。それ以降に比べるとずいぶん浅いつきあいのんだけど、そういう点で言うと人身被害を救済するために金銭賠償でどこまでできて、できない部分はどうかという問題に関心がすごくあったので。その延長線上で一応、人身損害について一冊まとめて、そして、ドイツに行きました。

当初ドイツに行って何をしようと思っていたかと言うと、ヴァイアース（Weyers）みたいに、救済制度全般の中に損害賠償を位置づける研究がありました。経済学の影響を受けている議論もあってね。そういうところを見てきたいなと思っていた。ドイツは社会保障も整っているし、そうした中で損害賠償がどのように位置づけられているのかなというのを調べようかと思って、研究計画書を出して留学が決まったんです。ところが行ってみたらまったく関心がずれてしまって。最初数ヶ月はそんな文献ばかりコピーしていた。実はつい先日、これらのコピーは全部処分しました。20年間読まなかったから。もともとすごく公害に関心があったけれども、ドイツに行っても、公害環境法なんてドイツでは

日本の参考になるようなものはないと思っていました。ドイツでは「環境法」は公法の一分野だからね。

和田 行政法分野ですね。

吉村 図書館に行っても「行政法各論」という書架中にある。ところが、ドイツに行って、最初は生活にあたふたして、落ち着いたところに図書館で雑誌を見ていたら、環境無過失責任法が議論になっていて、「これは面白いな」と思ってよくよく調べたら、もうすでに成立していたということがわかった。そこで文献をワーッと集めてそちらのほうにシフトして、帰国して紹介論文を 1 本書きました。それからしばらくして、ケルン大学と立命館大学の共同シンポジウムがあって (1995年9月)。あの頃には和田さんも留学していましたよね。

和田 たしかドイツで、ケルンで合流しました。

吉村 ケルン大学の法学部と立命館の法学部の日独比較法研究で、一つのテーマが「高齢化社会」、もう一つは「環境問題」でした。それで「日独の環境政策の比較をする」ということになりました。その少し前に、まだ留学する前 (1984, 85年) ですが、二部 (夜間部) に全学共通科目で公害問題を扱う科目がありました (一般教育特殊講義)。4 単位ものの夏期集中で、産業社会学部におられた深井純一さん、遠藤晃さんとか、そういう人たちといっしょに法学部から誰か一人ということで私が入って、そのために、日本の環境公害問題の歴史を調べました。それが公害環境問題史をやり始めた最初ですが、そういうベースがあって、あらためてドイツの環境政策や法の歴史を比較してみると、これがなかなか面白い。そこで、このシンポジウムでは日独の環境法の展開を比較するというテーマについて話しました。ケルンのシンポジウムは、単なる観光旅行をしたと思っている人もあったかもしれないけど、私にとっては大きい。

和田 いろんな施設を見に行きましたね。ゴミ処理の施設とか。

吉村 私にとっては、ケルンのラートハウスで、ドイツ語で講演するとい

う唯一無二の経験をしたことを別にして、あの経験は研究のターニングポイントになったんですね。感謝しているんです。そこから環境問題全般に研究が広がって、やっと先祖返りをしたということです。最初の出発点に十数年かかってぐるっと回って戻ってきたわけです。それまで自分は環境法の学者だとは思っていなかった。民法の学者だと思っていたから。そのころから自分は公害環境問題の専門家だと公言するようになりました。

<市民法論>

山田 最近、先生は自己決定論とかにも関心を持っておられますよね。なぜ今、自己決定権なのですか？

吉村 市民法とか、労働契約とかでしょ？

山田 そうです。労働契約に関する自己決定の問題とかを多く採り上げておられる気がするのですが、それはどういうきっかけからでしょうか。

吉村 直接のきっかけは、これも民科の学会で、1983年に市民法論を議論したときに、原島重義先生（当時、九州大学教授）が「約款論」を話す。「不法行為における市民法」というのが私にお鉢が回って来て、そこで、後で法の科学12号の論文「不法行為法と『市民法論』——公害における企業の民事責任を中心に——」（1984年10月）となる報告を行いました。実はあの論文を収録した本を今、編集中です。校正の段階なので、来年1～2月には出ると思うけれど、それが『市民法と不法行為法の理論』というタイトルです。これまで、私が市民法論を語るときには、常に鍵カッコをつけていたんです。いわゆる「市民法論」としていた。自分が市民法論者であるかどうかということについてはペンディングにしたまま、「市民法論」の意義を語るということをやってきました。しかし今から考えてみると、市民の自治、自立をベースにして社会のあり方を考えることに、基本的には自分は共感できるなと思って、今回は鍵カッコをすべて取ろうと思っています。清水誠先生や原島先生が生きて

おられたら、私が市民法をタイトルにした本を出したら笑われそうな気がするんだけども。

その脈絡なんですよ、「自己決定」もね。西谷敏さん（当時、大阪市立大学教授）の理論に着目して、「労働者の（真の）自己決定とそれを支える規制」——あの発想に共感していて——それをどう擁護するかというかたちで、いわゆる法学一般的なテーマは、そちらをずっと書いています。民科の沖縄の合宿で、広渡さんの市民社会論に関する研究を検討しましたが、ある時期まで広渡さんも、「自分は市民法論者じゃなかった」と書いています。最終的に彼も、「市民法、市民社会論というのは、あるべき社会の構想として、自分もそれを支持する」と言い切ったわけです。それと似たようなことでね。今度の本は鍵カッコを全部とろうかなと思っています。

ただ、私の市民法論——もしも市民法論だとするならば、一番大きな特徴は、おそらく清水先生などよりも、規制や支援、そこを強調する点なんですよ。規制や支援があってはじめて市民は自立ができる——そこを非常に強調するというのが私の議論の特徴です。そこは内田貴さん（当時、東京大学教授）から、「権力に対する手放しの礼賛をしている、おかしい」と批判されたところなんだけど。一方で、私は公害問題をやっているでしょう。公害問題は、国や自治体の規制というものを抜きにしては対応できないので、「規制が不十分だから国が責任を負え」という議論をする。国家賠償の問題でも徹底してそれを言う。そうした「国はもっと規制をすべきだ」という議論と、市民の自立、自治は一見すると矛盾するようになる。そこをどう折り合いをつけるかというのが私の発想なので、少なくとも他の市民法論者よりもたぶん権力的なサポートや規制をポジティブに見るタイプだと思う。まあ、読んでいただいたらわかると思うけれど。支援、規制に裏打ちされてはじめて市民は自立し得るという発想を強く打ち出しているので、「そんなの市民法論か」というふうに龍谷大学の池田恒男さんなどは言うのではないかと思

うんだけどね。

山田 以前、民科の春合宿のときに労働法分科会でいっしょに議論したときに社会法と市民法との対立みたいなものが浮かび上がったかと思うのですが、社会法的な面からの規制というわけではないんですか？

吉村 いや、規制というのも、どういう主体が、どういう手法で、どうやるのか、ということでは多様であっていい話だけれども、市民法対社会法という発想はしないですね。

和田 それはわかります。

吉村 要するに、市民法と異質な原理としての社会法と考えずに、市民法原理をより現実化するためには、社会法と言われる労働基準法などの、そうした規制が必要だということです。だから私は基本的には西谷さんといっしょなんですよ。西谷敏先生古稀論集全2巻（『労働法と現代法の理論』（日本評論社2013年））があるでしょう。なぜかあの論文集の巻頭論文が私の論文なんです。あれが巻頭になったのは、たぶん他の箇所に置きようがなかったからだと思うんだけど、あの原稿は早々と仕上げちゃっていたので、西谷さんにその話をしたら、「日本評論社に頼んで原稿の段階で見せられてもいいか」と言われて、それで見せたんですよ。彼は、「労働法の学者の誰よりも私の考え方を理解してくれている」と言ってくれた。だから、私の理論は西谷さんの理論の民法版のようところがあってね。彼も最初は「自己決定」を非常に重視していたけれども、最近では「自己決定を支える規制」みたいな言い方をしている。

和田 やっぱり、具体的な労働者なんですね。

吉村 そちらが強く出た市民社会論、市民法論だと思うんですけどね。それは結局、不法行為でやっている議論、たとえば責任論や損害論における権利論とは少なくとも矛盾はしないと思っているので、今度一冊にまとめようかなと思っているんです。30数年前の論文——加藤雅信さん（当時、名古屋大学教授）の総合救済システム論を批判したのもこの論文

です。これを、ほぼそのまま収録するんですよ。もちろん、その中で「最近」と書いているところは、もう「最近」ではないので、そこはずいぶん直しましたがね(笑)。

山田 そういえば、私が吉村説に接した最初は、私が学部生のときのゼミで総合救済システム論をやったときに、「加藤先生を批判する吉村説」として紹介されたときです。懐かしい。

吉村 そういう意味ではあれは責任論に引きつけて、古典的過失論を評価して、通説的な過失論を批判して、そのモチーフは実は変わっていないことに気がついたので、今度の本の不法行為法を扱った部分の冒頭論文に置こうかと思っています。市民法に鍵カッコをつけずに出すものとしては、これが最初のものになるので、ちょっと気恥ずかしいですけどね。

和田 あまり抽象的な市民ではないんですよ。消費者としての市民、労働者としての市民、一方的に損害を被る被害者としての市民ということですね。

吉村 だから「現代市民法論」です。

山田 生身の具体的な人間を想定した議論ですよ。

<弁護団とのかかわり>

和田 公害における人身損害から、他の人身損害を発生させる不法行為事件、損害賠償請求事件を含めて、実際の訴訟に関わり始められたのは、先ほど出てきたスモン訴訟からですか？

吉村 弁護団との関わりは、スモン訴訟では集會に1～2度顔を出したことがある程度で、本格的には、西淀川大気汚染訴訟弁護団との交流が始まりです。そのあたりの経過は、以前、エッセイ風の小論（「公害弁連の闘いに学んで」法と民主主義456号(2011年)）を書きましたので、詳しくはそこに譲りますが、1980年代の半ばころ、私の大学の先輩の早川光俊弁護士——今は温暖化問題で非常に有名な人物だけれども——彼が私を訪

ねて来て、「西淀川で裁判をやっているんだけど、弁護士会議に来てくれないか」と言われて引き込まれました。行ってみたら尊敬している澤井先生がおられて議論をリードしておられるし、「わあ、すごいな」と思いながら参加し始めたのがきっかけです。ちょうど公害健康被害補償法の指定地域を全面解除するという議論が1970年代終わりごろから始まって、西淀川の患者の会の皆さんが、「なんとしても改悪させない」と10年間がんばっていたんですね。その最終段階のころに加わったので、因果関係の問題とか、認定の問題とか、それらに首をつっこんで、患者さんや原告さんの集会で講演したこともありました。

そこから大気汚染公害裁判とのつきあいが始まりました。実務との交流という点では大きいですね。しばらくはずっと澤井先生の後をくっついていたのが実態です。ただ澤井先生は、若いときに肺結核をされて、その影響か、60歳少しぐらいのときに肺の重い病気で危篤になられたんです。奇跡的に回復されましたが、酸素吸入されながら、という状態になったので、どうしても活動が制限される。そうなると、弁護士さんが要請してきたときに対応して議論したり、判決が出たときにマスコミにコメントしたりする世代が関西にいなくなってしまったんですね。澤井先生から後がないんです。そういうこともあって、こうした仕事ものがすごく増えることになった。澤井先生から振られた仕事もあったしね。

山田 先生のこれまでのお話ですと、澤井裕先生からとても大きな影響を受けておられるように感じます。以前にも「何か理論的な問題などで困ったときには、まず澤井先生がどう述べておられるかを見るのだ」とおっしゃるのを、お聴きしたことがありますし。

吉村 たとえば、澤井先生はドイツ法でしょ。そういう意味では、ドイツ法を研究した人間にとっては波長が合うわけです。淡路さんはもちろん尊敬しているんだけど、彼はフランス法なので、あまり概念でギチギチした議論はしないですよ。そういうところで関西の人間でもあるの

で、澤井先生の議論に波長が合ったことと、実務、実践と接点を持ちながらやっていく研究スタイルはものすごく尊敬に値したし。もちろん研究と実践の緊張関係については、先生も常々おっしゃっていましたが。

それで、とくに教科書を書くときに、判例や学説をまとめることはそれはそれなりにするけれども、どこかで最後に自説を書かないといけないことがあるでしょ。一定の見識——定見、自分の考えがあればそれを書くだけけれども、そんなこと考えたことがないテーマもあるでしょう。そういうときは「困った時の澤井頼み」で、澤井先生の説をそのまま援用して……。後から澤井先生に「こんなに早く吉村君に賛同してもらえとは思わなかった」と言われたりして。「先生、そんなに深く考えてないんですけれど」と言ったことがあります。だから、研究者としての生き方と、学問的には——そういう意味では悪く言えば澤井先生の Epigonen (エピゴネン) なんだけども——理論的には一番弟子だと、自分では思っています。また、いちばん澤井先生に引き立ててもらったのは私ではないかと思っています。

<福島原発問題>

和田 人身損害から環境問題に取り組みられて、最近では福島原発問題に精力的に取り組まれていますね。

吉村 環境問題は、公害問題からスタートして、訴訟そのものが1990年代になって景観訴訟とか自然保護とか、狭義の公害問題から広がってきたでしょ。私の関心もそちらに向かっていて、3冊目の本(『環境法の現代的課題』(有斐閣2011年))は、どちらかと言うと景観紛争をベースにして、公私協働のようなかたちで書いたんですよ。だから、あの時点では、研究対象を公害法から環境法全般に広げて、その中で環境法における私法の役割、公私協働みたいな議論をずっとしていたわけね。したがって、人身損害とか損害論については、ある時期ほとんどタッチしていなかったんですよ。ところがあの事故が起こって、その直後から、あ

ちこちから話をしに来てくれという要請があって。要するに、福島の被害は、交通事故などの損害論と全く違う議論をしないとイケない。その際、公害の損害論とか水害の損害論が手掛かりになるのではないかというわけです。水害被害はちょっと似ているところがあってね。生活が根こそぎ奪われるという点では共通しているのです。

最初は日本弁護士連合会のプロジェクトチームから「原発賠償について話をしてくれ」と言われて、その後、民科でも報告したりしていました。確かに、公害被害とは違うんだけど、しかしやっぱり公害問題なので。つまり、セシウムといった放射性物質によって水質汚染、土壤汚染、大気汚染が広範囲に起こっている。そうすると、公害法を損害論の立場からやった人間としては、そこで鼎の軽重が問われると言うのかな、「ここで何か発言しないと、私は何のテーマで学位をとったんだ」という話になるので。論文としては、最初に馬奈木昭雄弁護士の古希記念出版の論文集（『勝つまでたたかう 馬奈木イズムの形成と発展』（花伝社2012年））に少し書いたんですね。その後も、法律時報や環境と公害などの雑誌にいっぱい書きました。同じころに民科の青森の合宿で報告したときに、福島大学の富田哲さんが、「吉村さんの報告はわかりやすくてよくわかったけれども、しかし現地の実態を知らない」というような趣旨の発言をされたわけ。彼に私を批判する意図があったかどうかはわからないけれど、私はそう受けとって、「そうだなあ」と思いました。そこから弁護士さんに頼んで地元にも行ったりするようになって、そうこうするうちに、この裁判に取り組んでいる弁護士さんたちが世代的に若いんですよ。公害問題で取り組んだベテランの弁護士さんもいっしょにやっているけれども、やっぱりもう一線ではないんですね。だから大所高所からの発言が多くて、若手の弁護士さんたちはちょっと引いてしまふのね。「わたらの若いころはこうだった」みたいな発言で。原発賠償訴訟弁護団の中心メンバーはせいぜい50歳くらいまでで、新司法試験組も結構多い。

和田 かなり若い年代層ですね。

吉村 新司法試験組の若い人でも、比較的大きな事務所に就職をして、事務所の理解があった場合にはできるんですね。この問題では弁護士の数は絶対的に足りない。たとえば500人の原告がいて500人から陳述書を取るとなると、とんでもない仕事になるでしょ。また、陳述書を取るだけではだめで、現地に行かないといけない。写真も撮って来ないといけない。人手がいる。それで比較的若い弁護士が入っているんだけど、彼らは公害裁判のときの損害論などは全然知らない。

和田 そうですよ。私の年代でも、子供の頃の話ですから。

吉村 そうすると、もちろん福島原発問題は、公害裁判とは違うんだけど、そこから学びたいという要請があって、私とか淡路さんに対してすごく声がかかって来て、千葉に行ったり何処に行ったり……ということになって。そのときに、「そんなことをしていたら、淡路さんとか吉村さんは体が持たない。ついては研究会を作って、そこでいっしょに議論したらどうか」と知恵を貸してくれた弁護士がいてね。それで研究会（福島原発事故賠償問題研究会）を作ってやっているんです。この研究会から、本（『福島原発事故賠償の研究』（日本評論社2015年））も出しました。そういう意味では30～40歳代にやった研究の発展型です。この問題は私が現役でやれる間に決着がつくとは思えない状況になってきたんだけどね。判決が出るのはいちばん早いのも再来年（2017年）ですよ。来年（2016年）中に結審する裁判があるかどうか。しかしこれは公害から自分の研究をスタートした人間としては、最後の決着としてはどうなるかは別にして、やらんわけにいかんというので、飛び回っているわけです。カッコいい言葉で言うならば「理論と実務の架橋」。

和田 それこそ法科大学院が掲げたスローガンですね。

吉村 そう。もともとそういうことで社会に貢献したかったというところからスタートしているからね。私としてはまったく苦にはならないし、気力、体力が続く限りという感じです。

山田 その福島原発をめぐる先生のご論文の中で、包括損害説というのが結構重要な位置を占めていると思うのですが、その理論自体はずっと前に若いときの公害をめぐる裁判の中でできたのですか？

吉村 それは私が言い出したわけではなくて、水俣病などで弁護団が「損害を包括的に捉えないといけない」と言い出した。今回の被害こそ、まさに包括的に捉えないといけない。包括的に捉えて包括的慰謝料しか取れないのでは困るから、そこをどうするかというのは考えないといけないんだけど、損害の包括的な把握は淡路さんも言っているし、京都大学の潮見佳男さんも賛成してくれている。それはやっぱり昔の公害研究から来ているんです。ただしそれは研究者が言い出したものではありません。公害法理論というのは弁護士オリジナルの方が多くいすよね。疫学的因果関係だってイタイタイ病の弁護団が言い出したものです。包括請求も両水俣の弁護団でしょ。弁護団が大胆なことを言って、後から学者が跡づけたものがいっぱいあるんです。私はどちらかと言うとゼロから新しいことを生み出す能力はないと思っているのでね。発見はできないタイプだと思っているから。そこで、包括請求がどういう意味を持つか、それを理論的にどう位置づけるか、一括請求から包括請求へ発展して来ているが、両者はどう違うかといった議論をしてきました。

山田 そのときに「人間の尊厳」ということを先生は強調されますよね。

吉村 それは公害被害を目の前に見ているからね。何が侵害されているかという、「人間の尊厳」ですよ。そういう意味では福島も同じですね。健康被害は、今のところ目に見えてきていないだけで、まさに尊厳ある生活が奪われているというのはいっしょなので。もちろん、どこまでそういういっしょの議論ができるかは……難しいところだけだね。

<教科書執筆のこと>

和田 民法や環境法の教育についても少し伺いたいのですが、最初に書かれた教科書は『民法講義ノート』（有斐閣新書1984年）ですね。

吉村 あれはもともと澤井先生が國井和郎さん（当時、大阪大学教授）と書くということで有斐閣がセットした。ところが、國井さんの原稿が出ない。このままでは出版できないので、澤井先生から「吉村君、頼む」と言われて引き受けました。國井さんは、715条だけは書いていた。

和田 ご専門ですからね。

吉村 國井さんの執筆はそれだけで、特殊不法行為の715条以外と損害論は私が書きました。だから全体の4割くらいかな。あとの半分は澤井先生が要件論を書かれました。書いた原稿については、澤井先生から結構きびしい注文もされたけれども、終わった後、「吉村君は若いにもかかわらず教科書ライターとしても優秀だね」と言われて……。「教科書ライターとしても」と。

和田 それもいいじゃないですか。

山田 先生の「不法行為」の教科書（『不法行為法』（有斐閣1995年））はとても読みやすいです。コンパクトにまとめられているので、私なんかは不法行為のことを調べるときには、必ず最初に見ます。

吉村 あれは、最終的に初版ができあがったのは1995年なんですね。話そのものは留学前であって、1987～1988年くらいに法学部共同研究室がまだ向こうにあったところで……。

和田 修学館5階東側にあったところですか。かなり以前ですね。

吉村 世にワープロなるものがやっと出回り始めたころ、1980年代も半ば。そこで昼飯を食べていたら有斐閣の奥村邦男さんがこられて、雑談している中で、「講義のノートは全部ワープロに入っている」という話をしたら、「それを教科書にしてください」と言われて二つ返事で引き受けました。しかし、ほとんど手つかずのままドイツに留学し、帰って来たら「講義ノートだけでは教科書にならない」と言うことになって。中井美雄先生編集の法律文化社の教科書『現代民法講義』で「損害論」を書いたので、そこを膨らませて、やっと1995年に完成しました。だからあれは基本的にはもともと講義のノートです。

講義について言えば、1979年に立命館大学に来た年には「基礎演習」しか持っていないで、講義科目は、1980年に初めて法職課程の公開講義を持って……。

和田 法職課程も懐かしいですね。

吉村 法職課程は学部教学の接ぎ木と位置づけられていたので、学部を終えてから法職課程に進む。ただし接ぎ木をうまくやるためには、3回生あたりから教えていかないといけない。そこで、学部生向けの公開講義をやることになった。それを1980年にやれと言われて、それが私の処女講義です。それを龍谷大学の中田邦博さんが当時3回生で、聴いていたらしい。この前、話を聞いたら、「むちゃくちゃ早口やった」そうです。まあ、それから毎年しばらく「不法行為」を教えていたので、講義ノートワープロで打って、それがだんだん増えて、それで当初はすぐに教科書になると思っていた。ところがやっぱりね。教科書になると、全て書かないといけないでしょ。すべての問題を。授業でふれていないこともあるし、さっき言ったように自説がないところもあるので、さすがに手こずりました。

和田 文章を読んでいると、スラスラと書かれた感じに受け止めるのですが、ずいぶん手こずられたんですか。

吉村 いや、時間がかかったということですね。私にとって1990年代前半は、人生において最も多忙な時期だったこともあります。その時期に教科書を書くのと、学内のいろいろなことをやるのは、さすがに時間配分が難しかったですね。だから、時間がかかってしまった。

和田 不法行為の教科書については共著の新書と単著のものと伺ったのですが、環境法の教科書（『環境法入門』（法律文化社1999年））についてはいかがですか。

吉村 不法行為の教科書についても一言添えておくと、あれは5年ごとに改訂して4版まできたんです。本来ならば、2015年に第5版になるはずなのね。実は、第1版は3刷りまでいったんだけど、あのころは1頁

1 段落で字が埋まっているというとんでもないことになっていて。第 2 版になって頁数は少し増えたけれども、少し字を透かした。第 3 版は、ちょうど民法の口語化直後の出版だったのですぐ売れて、第 8 刷ぐらいまでいったんです。それに気を良くして、第 4 版でカバーの色を変えて……ところが、ピタッと売れ行きが止まってしまって。今度10月にやっと 3 刷なんだけれども、もうそろそろ寿命かなと思って。なぜかと言うと、学部で使えないでしょう。私が自分で授業やっているときは、学部で教科書にしていたし、他大学でも学部の授業で使ってくれている人もいた。今、学部の民法もだんだん圧縮されて「不法行為」は立命でも授業回数は 6～7 回くらいでしょ？

山田 そうですね。

吉村 学生はあの本を見ると「字ばかりや」と思うでしょ？ そういう意味で賞味期限切れかなと。それと、改訂するたびに、新しい判例や学説を付け加えていくので、何となくバランスも悪くなっていく。じゃあ本格的に直すことは果たしてできるか、その余力はあるかと。そう思って有斐閣には 4 版の 3 刷のときに、「もうこれが最後かもしれません」と返事をしたんですね。ところがこの前の私法学会のときにいろいろな人と話をしていたら、「それはもったいない」「若手の弁護士さんたちが使っている。損害賠償の事件があったときに、まずこの本を読むという人もいる」などと言われました。それで急に気が変わって、これから 1 年かけて、来年夏か秋までに第 5 版をつくることになった。

山田 ああ、それは良かったです！

吉村 だからこれがもうまくいって、さらに数年使われると 2020 年まで賞味期限があることになって、1995 年から四半世紀になるので、これはこれでよかったかなと思います。

質問のあった環境法の教科書は、きっかけは何だったかよく覚えていないのだけれども、弁護士で、立命の環境法関係の科目を担当していただいたこともある水野武夫さんと、「教科書をつくろうか」という話に

なりました。ただ、とおりいっぺんの教科書では面白くないので、弁護士がいろいろと自分の経験を書くというふうにはできないかということになって、研究者サイドの執筆者は私が集めて、弁護士のほうは最初は水野さん、途中から藤原猛爾さんも編者に加わったので、彼らが声を掛けてくださったんです。だから、環境関係ではものすごく著名な弁護士が書いているんです。知る人ぞ知るで……。水俣病の板井優さん、原発については海渡雄一さんなど、その分野ではものすごく名を知られた人を集めていただいたんです。原発の問題について事故前に1章を割いていた教科書は、たぶんあの本だけなので、そういう意味では、変な言い方かもしれないけれども、先見の明があったのかなというので、かなり思い出に残っている教科書です。今後どうするかは、なかなか難しい。

<学会での活動>

和田 ところで、学会のお話、民科のお話が、よく出てくるんですけど、学会活動についてお話いただけますか。

吉村 民科との関わりは、学部2回生の終わりのころに、大島和夫さんに誘われて学生民科に顔を出したのが最初です。大島さんは学年が1年上で、彼が2回生の時に関西民科学校というのが行われて、そこに藤田勇先生（当時、東大社研教授）などが講義をされて、それをきっかけに学生民科を作ろうということになった。大島さんの1年下で、今は大阪で弁護士やっている武村二三夫さん——国際人権関係で有名な弁護士ですけども、彼らといっしょに作ったんです。ところが途中でみんな辞めちゃって……。もう1年下に松本恒雄さんや杉浦市郎さんがいて、大島さんから1年空いてその辺りに5～6人いるというサークル。そこに2回生でポンと入ったんですよ。立ち上がりの当初は広渡さんがチューターだったんですが、彼ができないというときには大河さんがサポートしていた。そんなサークルに入って、最初にエンゲルス『空想より科学へ』を読んで、渡辺洋三の『法とは何か』を読んで、夏には『ドイ

『ツ・イデオロギー』をみんなで輪読して、藤田勇先生の『法と経済の一般理論』など、ものすごく頭でっかちのサークルだった。それで、名前が学生民科だった。学生民科は、立命館大学はもっと前からあって、亡くなった札幌学院大学の鳥居喜代和さんや、福島大学の学長になっている中井勝己さん、あの辺りが学生民科のメンバーで、こちらは地に足のついたサークルだった。いずれにしても、学生民科の経験があるので、大学院に進んだときに民科に入るということは自明のことで、しかも民科だけが修士課程の院生が会員になれる学会だった。

1979年の夏に、福井の北陸トンネルを掘るときに出てきたお湯を使ったトンネル温泉があってね。金沢大学の前田達男さんが幹事になって、そこで合宿をやって、そのとき初めて合宿に参加しました。

山田 民科の民事法関係は、当時はどんなメンバーだったんですか。

吉村 甲斐道太郎先生が25歳年上で当時、50歳代。清水誠先生は40歳代、渡辺洋三先生（当時、東大社研教授）もちよこちょこつと顔を出しておられた。同期が大島和夫さんや松本恒雄さん。ちょっと上に花谷薫さんや宇佐見大司さん（当時、愛知学院大学）などがいた。

その頃、関西の若手による関西民科若手民法研究会という会があってね。その創始者が大河さんで、当時まだ京都大学にいた広渡さん、京大院生だった中山充さん、関西学院大学の安井宏さん、花谷薫さん、後に豊中市議会議員になった、当時、大阪市立大学の院生の堀田文一さんなどが、京大近くの喫茶店でやっていた。それに我々も加わって修士論文の構想報告などもそこでしたんです。もちろん関西民科もあった。そこに入っているうちに事務局的なことをやり始めて……。関西民科の事務局が先で、民科の全国事務局の仕事は、全国事務局が初めて東京から関西に来たときです。1980年に関西民科の若手合宿というのをやって、そこで、大学院に入りたての三成賢次さん（大阪大学教授、現民科全国事務局長）とも知り合った。そうこうするうちに……。だから、民科の活動というのはものすごく長いですね。

他の学会では、私法学会は、学会そのものは博士課程のときから行っていたと思うけれど、最初の報告は1980年だと思います。就職して2年目。八王子の中央大学で、「慰謝料」の報告をした。報告が朝一番だったので、遅刻しては大変だと思って、朝早くに行きました。案の定、報告開始時点では参加者が少なくて。こちらは緊張しているから、最初は下向いてしゃべっているでしょ。15分くらいしてやっと落ち着いてパッと前を向いたら、いつの間にか人が増えている。

あとはワークショップを、今年秋を含めて二度やったぐらいです。全体シンポは、神戸大学の西原（道雄）グループが「損害賠償の機能と現実」というテーマでやるときに誘われたんですが、ちょうどそのときに組合の書記長になってしまって、できないことになった。あとは普通に参加している学会があって、たとえば比較法学会は、結婚してすぐ広島で学会があって、女房といっしょに広島見物も兼ねて行きました。女房は観光して、私だけが学会に行って。実は当時は会員じゃなかったけれど、テーマが「慰謝料」だったのと、早稲田大学の浦川道太郎さんが報告するというので、「これは行かないと」と思った。それで、オブザーバーの手続きもとらないのに、後のシンポジウムで発言したんですよ。

山田 えーっ、勇気がありますね。

吉村 それなのに誰も何も言わなくて。後で乾昭三先生から「いい発言だったね」と言われて、「実は会員じゃないんです」と言ったら、「それはだめだよ」と言われて、それで入会した。交通法学会も、札幌で報告を頼まれて「自賠法40年の軌跡」というテーマで「損害論」の報告を西原先生に頼まれて、「会員じゃないんですけど、いいですか？」と尋ねたら、「会員じゃなかったら、旅費と滞在費出します」とおっしゃられて、札幌までの旅費もらって……。「これは会員にならないとまずいかな」と思って会員になった。環境法・政策学会は「発起人に名を貸してくれ」と頼まれて、今も理事ですけど、あんまりちゃんとやってな

いので。ですから、学会活動ということで、本気でやったのは民科だけです。これはいろいろやりましたよね、今日に至るまで。現在、理事長ですけれども。

山田 先生が理事長になられてすぐに安保法制の問題が浮上ってきて、対応がかなり大変でしたね。

吉村 あれはね、菌がゆい思いをしながらも、しかし何をしたらいいのか、忸怩たる思いがあります。個人的にはときどき SEALDs の宣伝行動を見に行っていたけれどね。でも、民科の出番はこれからかもしれない。

<法学部，法科大学院での授業のこと>

和田 次に、学部，法科大学院の教育についてお話いただけますか。今の大学はやはり教育の比重も大きいのです。

吉村 今年は後期，毎日授業があるんです。

和田 すみません！

吉村 和田さんのせいではない。京大と阪大の環境法の非常勤を引き受けたせいです。女房からは「調子にのりすぎて」と言われているんだけど。ただ、授業負担で何がいちばん就職したころと変わったかと言うと、夜の授業がないこと。当時，立命館大学には二部（夜間部）があった。二部の科目は，必ず2コマ持つというのが法学部の教員の義務だった。

和田 そういうルールがありましたね。

吉村 週2日は夜6時～7時半，または夜7時40分～9時10分まで。衣笠で。それがノルマだった。週2回は必ず夜遅くなる。女房も，「そういう点でいうと楽になったねえ」と言っています。でも，就職したての年は，やっぱり，今から思うと楽をさせていただいていたんだなあと思います。「基礎演習」が2つ，一部と二部と。あとは英書講読を持っただけ。もちろん，当時は通年だったけれど，でも最初はこの3つだった。

その次の年にゼミが始まって、それが1期生。二部もゼミがあったので一部、二部それぞれのゼミと基礎演習を2つ持っていたので、週4つ小集団があったんですよ。これさすがに何がしんどかったかと言うと、学生の名前が覚えられない。当時ゼミが1クラス30人、基礎演習が50～55人ぐらいだったからね。

山田 30人のゼミですか。

和田 私が学生当時だから、それぐらいいましたね。

吉村 最初の年は基礎演習2つだけだったから五月の連休明けにはだいたい名前を覚えられた。次の年になったら50人、50人、30人、30人だから、誰が誰だかももうわからなくなってしまっただけで。小集団については、大学院のころにサークルの指導をやっていたから、最初はサークルのノリでやっていた。合宿もね、二部（夜間）ではさすがにできなかつたけれども、昼間の基礎演習クラスでは5月と12月に2回やった。1回目の方は忘れたけれども、2回目は今はもうなくなった蓬莱セミナーハウス（琵琶湖セミナーハウス）で1泊2日。もちろん勉強するんですよ。基礎演習のテーマをやる。それから、スポーツ大会があればいっしょに参加するとかして、サークルのノリだったんです。ただやっていて気づいたサークルとの違いが2つあって、サークルは関心のある者が来るけれど、授業は関心のある者ばかりが来ているわけではない。他方、サークルは例会を2回失敗したらもうだめです。来なくなります。新入生を集めて7～8人で学習会をやるでしょ。1回目面白くなかった。まあまだいい。2回目面白くない。そうなると3回目は来なくなる。ところが授業は面白くなくても来るでしょう？

和田 そりゃそうでしょう、単位が要りますから。しかも、必修ですからね。

吉村 その感覚がなかなか最初わからなくてね。でもね、昨年だったか一昨年だったかな？ 基礎演習の一期生が卒業して30年経つので同窓会をやるから来てほしいとお誘いがあった。当時は、基礎演習があって、英

語が2つ、初修外国語が2つ、体育が1つ、計6回、毎週、同じクラスで授業を受ける。2年生になっても講読というのがあって、これも同じクラスで受ける。2年間毎回同じクラスで勉強する。だから彼らの関係は非常に密だね。卒業式のときもね、終わった後、飲みに行くとなったなら、ゼミではなく基礎演習のクラスの仲間で行くんですよ。ゼミはせいぜい週1回でしょ。ところが教員との関係は基礎演習はそんなになくて、彼らからするとお仕着せだからね、ゼミは自分たちで選んでいるというのがあるから。ところが、その連中が「同窓会をやるから来てくれ」って言うてくれて、十数人集まった。なつかしいメンバーとワイワイやっているなかで、「俺は何を教えていたんだろう、でも、呼んでくれたということは、サークルのノリでやっていたことについて、それなりに『呼ぼう』という感じになっていたんだなあ」と思ってすごうれしかったですけれどね。

大講義は、2年目に法職課程の公開講義で、事務管理、不当利得、不法行為をやりました。ただ私は、学生時代は授業をあんまり聴いていないタイプなんでね、学生運動が盛んな頃だから。講義はどうやってするのかと思っていて……。辰巳法律研究所っていう予備校があるでしょ。あそこは、講師に学者をよく使ったんですよ。当時、その辰巳が講義を録音したテープを販売していた。好美清光先生（当時、一橋大学教授）が事務管理、不当利得、不法行為で十数回にわたりしゃべっているテープを売っていたので、それを買って聴いてみた。後から思ったけれど、好美先生はその少し前から「類型論」を提唱されていた不当利得の権威でしょう。すごくいい講義なんですよ。そういうこともしつつ、法職課程なので、教科書に書いてあるようなことは知っているのを前提にしゃべったほうがよいと思ったので、論点主義でパーっと、ものすごく早口だったらいいですけども、しゃべっていた。でも、司法試験に関心があるとはいえ、相手は学部生、早口だし、学生は基本的な要件は知っている——そのことを前提にしてしゃべっていたから、たぶんもの

すごく難しい授業だったのではないかと思う。そのことにだんだんと気がついて、いや当たり前のことから始めないといかんと気がついて、ここを補充し、ここをカットして……と、その後、少しずつ修正していった。今でも、ときどき、時間配分を間違っ、皆さんもきつとそうだろうと思うけれど、途中で声のテンポが上がることもある。

山田 時間がないから、急がないと……と。

吉村 ずっとしゃべっていて、途中で時計を見たらあと30分。あまりこういった感覚がなくなったのは、やっぱり10年経ってからですね。

山田 和田先生も授業を受けておられたんですね。

和田 受けていましたよ。でも、それだと初期のころのほうを受けていた。1981年入学で、「不法行為」は3回生でしたか。半期2単位で。1982年か1983年に受けていると思います。

吉村 本当に初期のころだね。

山田 じゃあ、難しかったですか？

和田 ちゃんと予習して臨んでいたのが難しくありませんでした（笑）。だけど何を教えたらいいのか？と、自分が講義を持ったときに困って、でもちゃんと吉村先生の講義のノートをとってあったので、それを見ながらやりましたよ。

山田 でもそれって、授業が難しいときのノートですよ。

和田 実はそうだったんですね。でも、どのあたりを、どの程度、どんな順番で講義すればよいのかなど、ずいぶん助かりました。

吉村 民法分野はローテーションをするという主義でね。しかも、当時、乾昭三先生を中心に新民法講義の教科書を作っていて——パンデクテン方式を崩したときです。最初は民法Ⅰは「契約」と「不法行為」がワンセットで4単位だった。でも、とてもできへんと。

和田 私が入学した時には分離されていました。

吉村 それで、事務管理、不当利得といっしょに不法行為を外に出そうということになった。そのころから、大河さんたちの意見で、徐々にパン

デクテン方式に戻し始めた時期なのね。それで、一応ローテーションしてやるという前提だったんだけど、結局、私は、物権とか担保物権とか、それから家族法はやっていない。ローテーションすると言いながら、途中で止まってしまった。うまく回らなくて。だからロースクールに移ったとき、物権総論はまだいいんだけど、担保物権はね……困ったね。今でも困るけれども。予習してきたことをその場で薄氷踏む思いで教えるというのが実態です。しかもロースクールに移った最初のころ、途中で旧司法試験に合格したりする院生が授業を受けていた時代で。ニヤニヤして聴いてるわけ。

和田 吉村先生から「担保物権」の講義を受けるというのは、失礼ですが、確かにちょっと違和感もあります。

吉村 結局、ローテーションしなかった。途中で挫折したんだね。今の方がみんなですべてやっているでしょう？

山田 そうですね。

和田 比較的にみんなですべて回すようにしていますね。

吉村 まあ民法関係はそれで。あと環境法は、最初に言った二部の夜間の集中講義……あれは大変でしたよ、7月と9月初めだから。冷房がなかったし、扇風機が前のほうでカタカタと回っている。それでも2年やって。2年目の1985年には、公害Gメンとして著名であった、田尻宗昭さんも講師の一人だった。それが、私が公害環境についてしゃべった最初です。環境法を本格的にやりだしたのは、むしろ留学後ですね。ゼミは、和田さんは4期目ぐらいですかね。

和田 4期目ですね。

吉村 1期生には2浪しているのもいて、8つぐらいしか年が離れていない。最初は兄貴のノリでやっていて、それでわりとよかったんだけど、そのうちにだんだんと年が離れてくるから、学生との距離がうまくつかめなくなっちゃって。そうこうするうちに、どちらかという親の年齢に近くなってきて、ゼミ旅行にいつでも別室を準備してくれるよう

になって。そのころになると、テニスを始めたし、そこから後はまた復活したという感じですね。難しいんだよね、やっぱり学生との距離の取り方がね。最後なんかは息子より若い世代だった。

山田 研究者のお弟子さんもたくさんいらっしゃいますよね。

吉村 弟子かどうかは別にして、大学院で指導した人は割合多い方だと思います。

山田 先生は、院生の論文にすごく赤を入れてくださるということで有名ですが。

吉村 人数が少ないから、どうしてもそうになってしまうんですね。良いか悪いかわかりませんが……。私の先生の奥田昌道先生は「勉強していたら、文句は言いません」というタイプだったから。「私は吉村さんを指導した覚えはない」と座談会で公言されているから、そうなんでしょうね。でも、「吉村君は私の教え子なんですよ」とうれしそうに言っておられるというのをある裁判官から聞いたので、一応、弟子だと思われているんだと思うけれども。

皆さん、ロースクールは大変だ、大変だと言われるでしょう？ しかし私、ロースクールの授業はものすごく楽しい。

和田 ちょうどそれを今からお尋ねしようと思っていました。

山田 どんなところがですか？

吉村 ともかくね、こちらの言うことに従ってちゃんと予習してくる。予習してこなくて答えられなかったらだめだという規範意識がみんなにある。それに乗かってこちらとも言えるし。私の授業は、判例について説明した上で、「実はこの判例はこんな射程で、こんな限界があるだ」と、ときどきチラチラと、たぶん共通のマニュアルに書いていないようなことも含めてしゃべっていると思うのね。でも、結構気の利いた院生にはその内容が頭の中に入っているみたいで、合格して弁護士になってから、そういう点が面白かったという話をよく聞くからね。それがひとつね。

それから、司法試験は私にとっては鬼門でね。まず受けていないでしょ。そう、立命館大学の教育のところで何がいちばんしんどかったかと言うと、法職課程。法職課程の模擬試験というもの。作問するんですよ、2問。2問とも論述の問題。これが難行苦行でね。受けていない人間なのでね。さらに択一問題も作らないといけなかった、何問か。

和田 昔はそう聞きました。私が入ったころにはなくなっていました。

吉村 これは、司法試験を受けてない人間にはコンプレックスもあるし、そういう勉強していないからね。ものすごくしんどくて。締切前の1ヶ月間ぐらい頭を抱えていた。にもかかわらず、最終的なところでは受験生を指導しているという感覚はないからね。彼らは自分で勉強したり、予備校に行ったりするでしょう。そうすると、法曹養成にかかわっていないという感じがあった。ところがロースクールに行ったらともかく直接関わっているので、受かった後に何年かして彼らが戻って来て話をするとき、何となく、自分が育てた法律家だという感覚があるからね。とくに公害環境関係で言うと、弁護団の会議に行ったら、「先生の環境法の授業を聞きました」と言うのがいて、中にはお世辞半分だろうけれども、「もともと関心はなかったけれども、先生の環境法の授業を聞いて、環境法を選択科目に選びました」という殊勝な人もいる。それとやっぱりね。数百人相手に授業をやって、試験をやって、答案見るたびにげんなりする、というのとは違う。ロースクールでもげんなりすることはあるけれどね。

和田 やっぱりそれは私も感じますね。今年2年ぶりに学部の物権法を持っているけれど、不特定多数なんですよ。ロースクールではそんなことは絶対にないので。この人はこんなことができ、こういうところは不得手だとか、顔が見えていて、みんな個別把握なので。

吉村 ロースクールに移ってから、学部の授業を持った場合の答案の採点基準がひよっとしたら厳しくなっているかもしれない。関係ないことをいっぱい書くでしょう。4つ論点があって1つでも当たれば合格になる

と思っている。「1つ当たっているのになんでF評価なんですか？」と
いって疑義照会が来るからね。それから、以前は、1回生配当の民法I
「契約法」を一人でやっていたんです。当時は1学年1000人でしょう。
分割して500人、500人で授業はするけれども、試験はいっしょにやるで
しょ。1000枚の答案がどさっと来るわけですよ。これをだいたい1週間
かけて見るのがもう大変で。そういうことがなくなったので、ロース
クールの授業は面白いですよ。

和田 手応えはあります。学生と近いから。双方向なので、一方的にしゃ
べって終わりにはならないから。

山田 双方向というのは、私も魅力的に感じますけれどね。ところで、最
近、吉村先生は法教育にもご興味をお持ちですよ。

吉村 私が法学部主事（現、教学担当副学部長）のころに、高大連携で附属
高校で授業することを始めたんですが、法教育の実践としてはそれだけ
で、あとは、法教育に関する本（大村敦志他編『法教育のめざすもの』（商
事法務2009年））の書評をただけなんだけれども。ただ、私は持論とし
て、「法教育も、法学部教育も、ロースクールの法学教育も、本質は
いっしょだ」と考えています。ここは論争もあるんだけれども。そうい
う意味では、京大の松岡久和さんの言う「らせん階段論」みたいなもの
だという発想なので。やっぱり、高校生相手にしゃべると、いかにわか
りやすくしゃべらなければならないかが、ものすごく鍛えられるで
しょ。山田さんもやっておられるでしょ？

山田 はい。

吉村 面白いですよ。新鮮な感じがあるから。

和田 法科大学院を設置した当時は、司法試験の選択科目がまだ決定して
いなくて、そのまま授業が始まったんですが、環境法が選択科目になっ
たんですけれども、その辺りの経緯はどんなだったんですか？

吉村 それは、私はよく知らないんだけれども、環境法・政策学会の理事
会で、選択科目をどうするかというときに、「環境法を選択科目にする

よう決議を上げよう、理事会声明を出そう」という議論になって。私は、そのころは選択科目にすることについてはネガティブだった。旧司法試験に選択科目が昔あったでしょ。あれの政治学とかがね、司法試験政治学というのがあって出題委員の教科書をまるまる書いたら良いというものだった。それで要するに「選択科目になることによって、公定環境法ができてしまって、環境法の自由な発展にとってマイナスになるんじゃないか」と思って、そういう意見を言ったんだけど、慎重論をね。しかし、実際には、試験委員の大塚直さん（早稲田大学教授）や北村喜宣さん（上智大学教授）が努力をされて、私の考える環境法の流れからすると適切な出題をしていて、そんなに偏っていないしね。そして、結果的には環境法に関心を持っている弁護士が多少でも出てくることになったので、よかったと思いますけどね。あれがなかったら、たぶん2単位ぐらいの科目があって、ほとんど誰も受講しない単位稼ぎの科目になってしまったかもしれない。それよりはよかった。

ただ環境法を教えられる人がいない。研究者で環境法を教えられる人は、全国でほんとうに数えるほどしかいない。環境法は、京都大学に非常勤に行っていて今年で9年目。今年は大阪大学にも行っている。民法の非常勤の経験はわりと少なく、関西大学に2年間行ったくらいです。澤井先生が留学するというので「吉村くん頼む」と言われて、「民法総則」と、関大には司法試験研究会というのがあって澤井先生がそのリーダーで、その勉強会の講師を頼まれた。当時、法職課程主事だった久岡康成さんが、「関大はライバルだから、敵情視察で行ってこい」と言われました。

山田 そうなんですか。頻繁に非常勤でご出講されているイメージがありますけれども……

吉村 いやいや、後はね、九州大学の大学院ね。専修コースを含めた大学院で2日間だけの1単位ものを五十川直行さんに頼まれて行ったことがありますね。環境法では、鳥根大学にも行きました。環境法関係は行く

けれども、民法は本務校だけでいいと思って。どこの大学にも民法学者はいるでしょう。環境法は人が少ないし、ある種、環境法普及の使命があるので、環境法で非常勤講師を頼まれたら断らないという主義なので。今年ちょっとそれで首を絞めていますけれどね。

山田 そういう意味では、立命館大学の「環境法」の授業も存続が危うい状況ですよ。

吉村 まあ、もう1年私がやったら、後は石橋君か木村君のどちらかがね、やってくれると思います。

<大学行政へのかかわり>

和田 組合の書記長のお話が出てきましたが、書記長のほかにも大学の役職をいろいろなさっておられますね。

吉村 大学の役職はね、思い起こすと留学までの30歳代までも、結構忙しかったです。3年半続けて調査委員会（現、企画委員会）の委員をやったし。その頃は大河純夫さんや亡くなった安藤次男さんなど5～6年上の方たちが中心で、私たちの世代に指示を出して使っていたんですよ。彼らがアイデアを出して文章を私らに書かせるという。それで、誰もが書けるわけではないので、結構、使われました。ただ、考えてみると、そのころは無責任で、そういう人たちの下にくっついていっしょに議論していたらよかった。最大の役職は学生主事。その年（1987年）は、全学協（全学協議会）の年で、寮を廃止するということがあって。当時、学生部長が松岡正美先生でしたが、それで揉めた。それくらい。

組合は、1989年度の書記長の候補に上がったことがあって、ちょっと体調が思わしくなかったこともあって、直前に断ってしまったので、執行委員だった中島茂樹さんが執行委員の後、書記長をやるという申し訳ないことになってしまった。留学が終わって9月に帰ってきて、実際に決まったのは1月だけれども、暮れにはだいたい書記長が決まっていた。だいぶ焦りましたよ。向こうで読んでいたドイツの環境責任法の中

とを何としても書かないといけないと思って、大晦日、正月も修学館書庫に来て、それで何とか、「立命館法学」に書きました。

そこからの10年間は疾風怒濤で、1992年書記長、1993年は長期計画委員をやっていた。第二次長期計画で国際関係学部を創って、第三次長期計画で理工と経済・経営の BKC 移転。第三長計の委員をやっていた。1994年が学部主事、今で言う副学部長で、学部長は久岡康成さんだった。ちなみに、私が学生主事のときは、久岡さんが学部主事（副学部長）、学部長は亡くなった山下健次先生でした。それで1995～1996年に教学部の副部長をやったんですね。ということは、教学対策会議（教対会議）という当時非常に重要な会議があって、1年間は学部主事としてこっちのほうに座っていて、後の2年間は教学部副部長としてそっちに座るといふ、それが3年あって。ただ、そのころはね。まあ言ってみれば APU ができる前までの話なので、いろいろ紆余曲折、意見のギクシャクはあるけれども、大学として一つの方向に向いてやっていくことについては、おおまかな合意があったんですよ。だから精神衛生的にはよかった。周囲が比較的好きにやらせてくれたこともあるし。結構、いろいろ面白いこともあったしね。例えば、社会人入試の1期生、2期生あたりは……。

和田 ああ、1990年代ですね。

吉村 社会人入試を大々的に打ち出したとき、社会人を集めないといかんといいことで、ありとあらゆるところを回りました。シルバー向けの講演会に行ったりもしてね、面白かった。

その分やっぱり、1990年代は大きな論文を書いていない。「法学教室」の連載とか小さいのは書いていますが……それには二つ理由があってね。一つは教科書に集中したこと、一つは忙しかったということ。エフォート率で言うと、当時、研究に対するエフォート率は1割か2割ぐらいだったね、たぶん。5～6割は学内行政、あと残りが教育。ただし精神的には決して悪くなかった。

その後1年間の激職者枠の学外研究をもらった。ウチの内留外留（学外研究）というのは、なかなかいい制度でね。最初に内留を取ったのは1984年度後半。和田さんはそのころゼミ生だったんじゃないかな？

和田 そうです、ゼミ生ですね。

吉村 ゼミ生を放ったらかしにしてドイツに行つて、というか2ヶ月ドイツのゲーテに行つて、帰つてきてから1冊目の本のベースになるような研究をしたんですね。その次は1年間の外留、1990～1991年。その次が1998～1999年の激職者枠、半年間日本に居て、半年間ドイツに行つて。その時期すごく仕事ができた。最初の内留での研究がベースになった論文が1冊目の本になりましたが、2冊目の本（『公害・環境私法の展開と今日的課題』（法律文化社2002年））のベースは、この1年間に書いたから。そこから復帰してからが、例のロースクール騒動が始まって……。もう1年後だったら行かせてもらえなかったんじゃないかと思つているんだけど。

そこから学部の仕事をずっとやっていた。その最後が2004～2005年度の学部長。私にとって学部長は最悪の経験で、もう本当にあれはいやだった。やっぱりあのころ大学の方針がかなり大きく変わつて、学内が二つに分かれ始めたんですよ。私は、煮え切らないところがあるから、何とか両者が真っ二つにならないようにしようというスタンスで臨んだんです。だから、どちらからも何となく……。という話になつちゃつて。ものすごく精神状態が悪くて……。何とか乗り切れたのは山本忠さんや佐藤敬二さんが副学部長として支えてくれたからで。まあ、最悪の2年間だった。

山田 私がここへ着任したときは吉村先生が学部長で、割愛のときにも吉村先生が来てくださったんですけど、当時の吉村先生と、学部長をお辞めになつた後の吉村先生とでは、印象が全然違いますからね。

吉村 どう違います？

山田 気難しい方に見えましたね、当時は。話しかけてもあまり言葉も

返ってこない印象でしたね。

吉村 そこまでの感じがあったかどうかはわからないけれども、学内役職経験はあそこが最悪で、そこから後はもう大きな学内役職はしない、「全部上がり」と割り切ったので……申し訳ないけれど。

<アフター大学行政と今後のこと>

和田 その後は大学生生活をエンジョイされたんですね。

山田 そこからの執筆活動はものすごいものがありますよね。先生のご著作についていえば、先生の書くスピードのほうが、私の読むスピードよりも速いです。まだ読み終わらないうちに次のを頂戴することがしばしばです。

吉村 私には吉村 1 号、2 号はいませんけれど。「潮見佳男先生の研究室を勝手に開けたらアカン。開けたら潮見 1 号と 2 号と 3 号がいる」というのが出版界の都市伝説らしい。私はそこまではいかないからね。でも、確かに筆は速いと思いますよ。とくにワープロを使うようになってからは、原稿を書くスピードは速いと思います。でも、数は書くけれども、似たようなものをいっぱい書き散らしているという感じがあってね。さっき言ったように、今度それをまとめて 4 冊目の研究書を出しますが、あとは教科書。それと、当然、原発訴訟とかアスベスト訴訟とかにつきあっていけないといけないから、そのつど書くでしょ。こういった、「〇〇問題」という論文を何とかまとめたいと思うんだけど、さあ、どこが出してくれるか。たぶんそれで 70 歳。そこから先はどうなるかわからない。そのとき次第。

和田 先生ご自身の今後 5 年先まではわかりましたが、来年度以降も特任教授として授業をご担当いただき、研究室は私の隣からは変わられますが……。法科大学院も大変な時期ですが、法科大学院の今後について一言お願いします。

吉村 法科大学院は、私は必ずしも積極推進派でもなく、しかし反対派で

もない。大学が法曹養成に関わるという一点において法科大学院は非常に意義がある。しかし制度設計を間違えた。学部と切り離れたアメリカ型のものを中途半端に入れてしまった。このままの制度では、絶対に持たないです。間違いなく持たない。そのときにどうするかというときに、旧司法試験の時代には戻れない。かといって5つから6つぐらいの法科大学院が、東大、京大、阪大、慶応、早稲田、中央くらいまでしか法曹養成をしないというのは、これは最悪の話なので。それをどうするかということが、問われている。和田さん達の世代は大変だなと思います。

「法科大学院、反対」という人は、民科などにも多いでしょ。「弁護士の数を増やすな」とかね。私はそうは思わないんだけど、しかし制度設計と、司法制度改革審議会の見通しの甘さ、日本社会のあり方という点については、相当やっぱり無理があった改革で、そのしわ寄せが来ている。

和田 今更ですが、つくるときに、もう少し時間をかけて議論すべきだったかも知れない。

吉村 司法制度改革というのは、本来ロースクールをつくることだけではなかったのね。法曹養成とか弁護士の数を増やすだけの話ではなかったの。裁判官とか増やすという話もあったんで、それらが全部飛んでいるでしょう。どうしたらよいか、わかりませんけれども。

和田 だいぶ時間がたってしまいました。それでは今日はこのあたりで終わりにしましょうか。多岐にわたってお話を伺えました。どうもありがとうございました。

(このインタビューは、2015年10月22日に行われました)